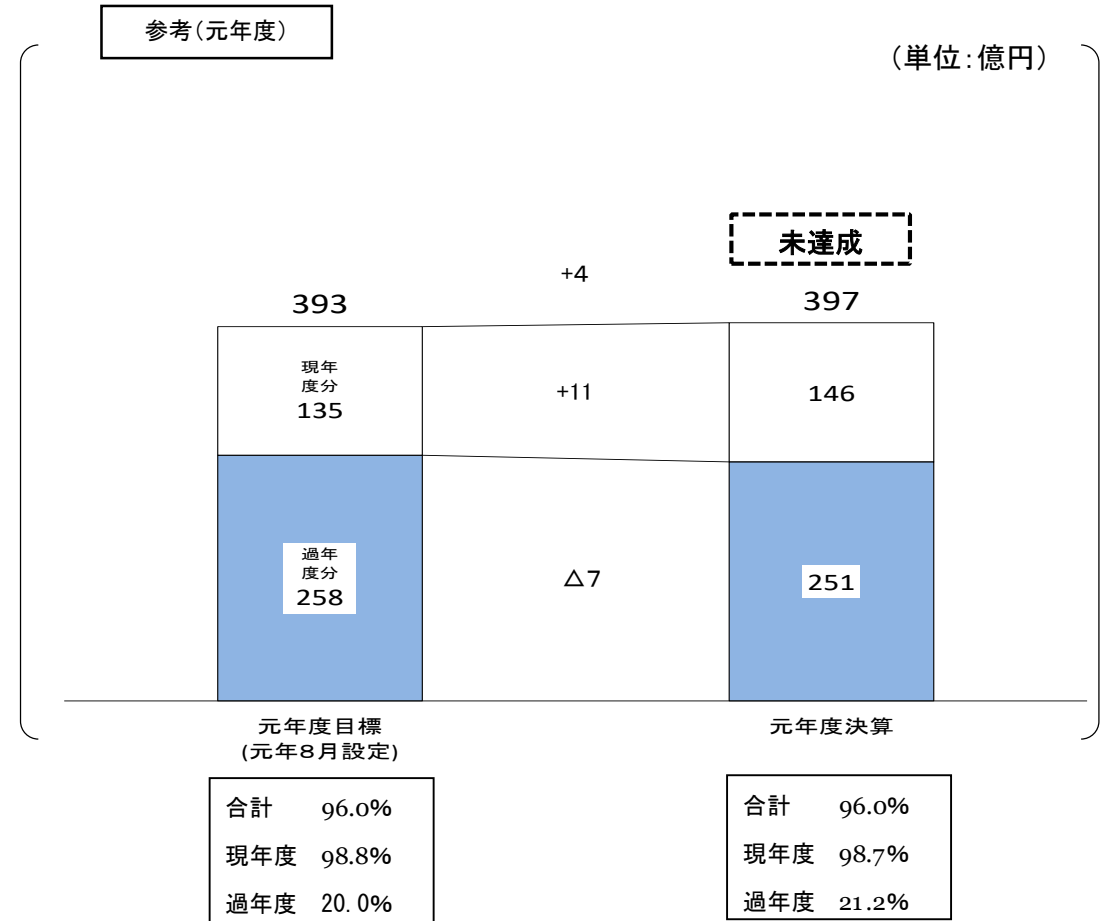
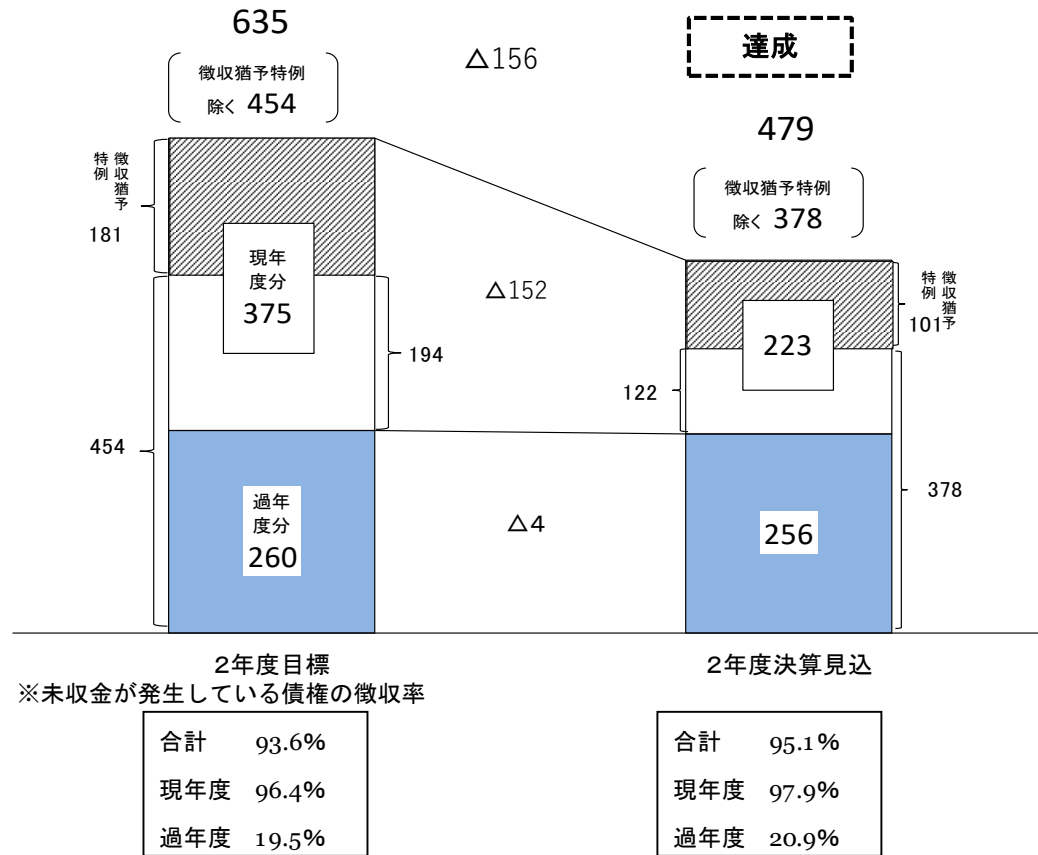


2 令和2年度の目標達成状況及び重点取組事項の実施状況

(1) 市全体の目標金額の達成状況（令和2年度決算見込）



未収金残高は令和2年度目標635億円に対し、決算見込では479億円となり、目標を大幅に上回る結果となった。

また、元年度決算からは82億円増加したが、市税の徴収猶予特例分101億円を除いたベースでは、378億円となり、19億円圧縮となっている。

主な要因は、市税の徴収猶予特例制度に係る適用額が目標設定時より大幅に下回ったこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が想定より少なかったこと及び納付困難者等への丁寧な対応を行いながら、適切な未収金対策に取り組んだことによるものである。

なお、主要債権について、すべて目標を達成した。今後も引き続き、未収金残高の圧縮に向け、適切な債権回収・整理等を行っていく必要がある。

(2) 目標達成のための重点取組事項の実施状況（昨年度の市債権回収対策会議で設定）

取組1：強制徴収できる公債権については、財産調査（給与・預金等）を強化し、納付能力があるすべての滞納者に対して滞納処分を徹底。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた債務者に対しては、徴収猶予の特例等により、適切に債権管理を実施

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を注視しつつ、適切な債権管理を行うとともに、財産調査を踏まえ、滞納処分を着実に実施した。

また、市債権回収対策室において、各債権所管の滞納処分に関する徴収ノウハウの共有と向上を図るため、徴収担当者の人材育成の一環としてOJT研修（法的知識及び財産差押などの実務の習得）を実施した。

○強制徴収できる公債権の差押（令和2年度：20,067件 【前年度実績：30,306件】）

| 主な債権の差押実施状況(件数) | | |
|-----------------|--------|--------|
| 債権名 | 令和2年度 | 令和元年度 |
| 市税 | 15,440 | 20,745 |
| 国民健康保険料 | 3,655 | 8,084 |
| 介護保険料 | 549 | 656 |
| 後期高齢者医療保険料 | 302 | 338 |

⇒OJT研修の実施

令和2年度 のべ10所属参加【前年度実績：のべ8所属参加】

取組 2 : 私債権及び強制徴収できない公債権については、預金、給与収入等を有するなど納付能力がある滞納者に対して、支払督促をはじめとする厳正な法的手続きを実施。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた債務者に対しては、履行延期の特約等により、適切に債権管理を実施

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を注視しつつ、適切な債権管理を行うとともに、財産調査を踏まえ、厳正な法的手続きを実施した。

以前から法的手続きを実施している債権所管では着実に取組が進んでおり、また、その他の債権所管においても、市債権回収対策室の弁護士資格を有する債権管理・回収アドバイザーによる事案相談等を活用し、新たな法的手続きの検討を進めている。

○法的手続きの実施（強制徴収公債権は除く。）

（令和2年度：10債権570件【前年度実績：10債権1,226件】）

| 主な債権の法的手続き実施状況(件数) | | |
|--------------------|-------|-------|
| 債権名 | 令和2年度 | 令和元年度 |
| 住宅使用料 | 316 | 578 |
| 不正入居等損害金 | 202 | 389 |
| 市営住宅附帯駐車場使用料 | 30 | 64 |

⇒債権管理・回収アドバイザーによる事案相談の実施

令和2年度 相談件数 202件【前年度実績 168件】

取組 3：私債権及び強制徴収できない公債権について、債務者の状況を精査し、回収不能な債権については、債権放棄をはじめとする適正な未収債権の整理を実施

複数の債権について、各債権所管が債務者の状況を精査したうえで、回収不能な債権については、速やかに債権放棄を実施した。

また、市債権回収対策室では、未収金ヒアリングにおいて、未収債権の整理状況を確認するとともに、債権管理・回収アドバイザーにより適正な未収債権の整理に向けたアドバイスを実施した。

○債権放棄の実施

(令和2年度 23 案件 271,017 千円【前年度実績：15 案件 114,759 千円】)

※当該年度中に議決、報告があったものを集計

取組 4：令和2年度中に時効を迎える債権については、行方不明等により不可能な場合を除き、債務承認書、分納誓約書の取得など、時効更新のために最大限取組を実施。やむを得ず、時効更新を行えない場合は、財産調査を行い、滞納処分の執行停止又は徴収停止を実施

行方不明等により不可能な場合を除き、債務承認書、分納誓約書の取得など、時効更新のために最大限取組を実施した。時効更新を行えない場合においても、財産調査に基づき、滞納処分の執行停止又は徴収停止の取組を実施した。

取組 5 : 口座振替勧奨等による納期内納付促進の取組によって新規未収金の発生を抑制

ほとんどの債権で口座振替やコンビニ収納を実施しており、また、クレジットカード払いやPay 払いなど利便性を考慮した複数の方法による支払手段の多様化も図っている。

○主要債権の口座振替収納の普及率

| | 令和2年度末の状況 | 令和元年度末の状況 |
|----------|-----------|-----------|
| 国民健康保険料 | 49.5% | 49.1% |
| 市税 | 23.9% | 24.4% |
| 生活保護費返還金 | 34.7% | 40.9% |
| 介護保険料 | 54.1% | 52.8% |
| 住宅使用料 | 66.0% | 66.0% |
| 保育所保育料 | 94.5% | 91.4% |

(3) 消滅時効期間を経過する債権に対する適切な事務処理の徹底について

(2)の重点取組事項の実施を徹底させる一環として、各所属に対し、令和2年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権で、滞納者一人あたりの滞納金額が10万円以上の債権について、四半期ごとに滞納者数・金額の把握及び対応状況の追跡調査を実施し、取組の進捗管理、認識共有を図るとともに、進捗状況が思わしくない債権所管に対する指導を徹底した。

令和2年4月1日～令和3年3月31日に消滅時効期間を経過する予定の債権対応状況

| | 対象債権 総額 | ①債務承認により、 時効更新した債権金額 (完納分を含む) | ②法的手続により、 時効更新した債権金額 | ③滞納処分の停止又は 徴収停止の決議を行った 債権金額 | ④ ①～③以外の状況にある 債権金額 (破産免責決定を受けた 債権を含む) |
|--|--------------|-------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------|--|
| 1回目調査 (令和2年7月末時点) | 約45億円 | 約4億円 | 約0.2億円 | 約4億円 | 約37億円 |
| ↓ | | | | | |
| 4回目調査 (令和3年3月末時点) | 約45億円 | 約8億円 | 約0.6億円 | 約5億円 | 約32億円 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">約13億円</div> | | | | | |

対象債権総額約45億円のうち①～③の計約13億円について、債務承認や法的手続きにより時効更新がなされ、また、滞納処分の停止又は徴収停止の決議を行うなど、適切な手続きを実施した。【前年度実績：約42億円のうち約16億円について適切な手続きを実施】

なお、残余の約32億円についても、その大半が財産調査を終えているが滞納者との面会が果たせないまま時効期間を経過してしまった債権や破産免責決定を受けている債権など、明確な理由があるものである。